

項目	質問	回答	備考
<b>2 補助事業者の要件</b>			
1. 補助事業者 (補助の対象となる者の要件)	2020年、2021年は、館の老朽化による改修工事のため休館していました。2022年10月より再開予定です。2019年以前は、年間の開館日数は100日以上でしたが対象となりますか。	通常開館する場合の開館日数が、年間100日以上であれば、対象となります。	
<b>3 補助事業の対象範囲</b>			
1. 補助対象事業の内容と具体例等 (1) 感染対策事業	空気汚染モニタリングについて、募集案内P8では機器の購入、P10では調査の委託・請負とあります。どちらの方法でも対象となりますか。	いずれも対象となります。	
	空気汚染モニタリングについて、モニタリング項目の規定はありますか。実施すべき必須項目があれば教えてください。	項目の規定はありません。感染症対策に資するよう申請者において設定してください。	
	大型空気清浄機を購入した場合の設置工事費は、申請対象になりますか。	空気清浄機の購入費用は、(1)感染対策事業として申請が可能であり、設置費も対象とします。	
	感染対策のため、展示室で使用する貸出用音声ガイドのイヤホンを使い捨てに変更しました。この使い捨てイヤホンは補助対象となりますか。	対象外となります。	
	何度もアルコールで拭うことで故障や劣化が心配な物品(電子機器・紙類等)の殺菌用に「殺菌線消毒保管庫」の購入を考えています。補助対象となりますか。	対象外となります。	
	館内での密をさけるため巡回警備からモニター監視に重点を移していますが、即応性に欠けるため、無線機を館内監視員用に増台したいと考えています。このための携帯型無線機は対象となりますか。	対象外となります。	
	館内での教育普及活動(ガイドツアー・バックヤードツアー)に際し、ガイドラインによるリスク評価を行い、密集を避けるための具体的な対策として「一方通行デジタル携帯型無線」を使用しています。職員間の連絡ツールではなく、参加者に受信機を持ってもらい、注意喚起を伝達できるものです。補助対象となりますか。	対象外となります。	
	当館では混雑状況をモニター表示できる「人数カウントシステム」を導入し、館内で密集が発生しないように人数制限を実施する予定です。システムの購入費用は対象となりますか。	対象となります。	
	大空間においてマイク・スピーカーを使用して展示解説をする際、既存設備では音声が聞こえる範囲が狭く、お客様が密集してしまいます。そこで、スピーカーを増設することで音声を聞き取りやすくし、密集・密接の防止を図りました。増設したスピーカーは造作物に埋め込んでおり、本空間の専用設備です。補助対象となりますか。	対象外となります。	
	消毒・殺菌用の機材として、手持ち式紫外線殺菌灯は対象となりますか。	対象外となります。	
職員の定期的または必要に応じての「PCR検査費」は、補助対象として計上できますか。	対象外となります。		

1. 補助対象事業の内容と具体例等 (2) 環境整備事業	コロナウイルスの削減が実証されている除菌清掃ロボットの導入を検討しています。レンタル契約のみ可能な物品ですが、環境整備事業の対象となりますか。	除菌清掃を行うロボットのレンタル費用であれば、対象とします。	
	QR、クレジット決済、電子マネー対応の自動券売機を考えています。募集案内P57のQ13では「自動券売機は対象外」とありますが、窓口でのキャッシュレス端末は対象で、それに発券機能が付いた券売機は対象外という理解になるでしょうか。	はい。自動券売機は対象外となります。	
	令和2年度に入館予約システムを整備しました。3年度も引き続き使用するための使用料は運用経費として補助対象になりますか。	令和4年2月1日以前に導入済みのものは対象外となります。	
	オンライン予約のシステム導入を検討しています。初期経費は掛かりませんが、利用人数に応じた費用が生じます。運用に係る経費として申請できますか。	6ヶ月の運用にかかる経費は対象となります。	
	オンラインでの時間制予約システム導入にあたり、予約画面（来館者がスマホ等で提示するもの）の確認や予約状況の集計のため、専用に窓口業務を1人増員する予定です。このための賃金は、6ヶ月間の運用費用として補助対象になりますか。	臨時に雇用する場合のみ、6ヶ月間の運用費用として対象となります。	
	通常の清掃業務に追加して、令和4年1月に施設の抗菌清掃の契約行い、現在も継続しています。この追加した抗菌清掃について、令和4年2月～7月の6ヶ月を事業期間として申請したいと考えています。補助対象となりますか。	補助対象期間である令和4年2月1日から令和5年1月31日までの間に、契約し履行を確認できるもののみが補助対象となりますので、令和4年1月に契約した業務についてはすべて対象外となります。	
	現在のレジスターをキャッシュレスサービスに対応可能なレジスターに入れ替えることを考えています。そのリース料は補助対象になりますか。また、レジスターに対応させるためのシステム料は対象になりますか。	キャッシュレス決済対応レジのリース料は補助対象になります。 システム利用料も対象となります。ただし、6ヶ月間が上限となります。	
1. 補助対象事業の内容と具体例等 (3) 空調設備等の改修事業	空調設備には、換気扇の改修も含まれますか。当館では館内各所に換気扇を設置しており、老朽化から動作が不安定なため改修を考えています。	換気扇の改修は対象となります（感染防止対策のためのもののみ）。ただし、換気扇を新規に設置する場合は対象外となります。	
	これまで網戸がないため換気ができなかった展示室内の窓に、換気ができるよう網戸を新設する工事を行いました。補助対象になりますか。	網戸の設置工事は対象外となります。なお、本事業で対象となるのは、改修工事となります。	
1. 補助対象事業の内容と具体例等 (4) 配信等環境整備事業 ②環境整備支援	博物館で講座を開き配信します。講座の講師についての報償費や撮影スタッフの賃金は対象となりますか。また、既存のプラットフォームを活用した場合、6ヶ月間の運用費用として、報償費、賃金のみの申請が認められますか。	講師の報償費、撮影スタッフの賃金は、ともにコンテンツ制作に関する経費と考えられるため、対象外となります。 既存のプラットフォームを活用した場合に発生する報償費・賃金については、内容を把握したうえで回答いたしますので具体的な事例を教えてください。	
	課金システム環境の経費として、売上に応じたプラットフォーム利用料・決済手数料等が掛かります。利用者数（購入者数）を見込んで、これらの経費を申請してよいでしょうか。	6ヶ月間の試験的に配信等を実施する経費は対象経費となります。申請は利用者数（見込）で行っていただいて結構ですが、補助金の額は、実績に応じて確定します。	
2. 補助対象となる経費 (2) 環境整備事業	キャッシュレス決済の導入に伴い、新たにインターネット回線が必要になります。配信等環境整備事業では通信回線費等は補助対象外とされていますが、環境整備事業では、インターネット回線工事費、回線使用料（最大6ヶ月間）とも補助対象になると理解してよろしいでしょうか。	キャッシュレス決済導入に係る通信回線費も、配信等環境整備事業と同様に補助対象外となります。	

2. 補助対象となる経費 (3) 空調設備等の改修事業	博物館の空調設備更新、トイレの抗菌改修を申請したいと考えています。当市ではこれらを委託料（設計費）として予算計上しています。募集案内P11では工事請負費のみ示されていますが、委託料（設計費）でも申請できますか。	内容自体が（3）空調整備等の改修事業にあたるので、当該自治体では委託料の記載であっても、工事請負費で申請可能です。その際、様式4-2の【工事請負費】の隣のセルに説明を記載してください。	
2. 補助対象となる経費 (4) 配信等環境整備事業	ビデオカメラなど配信用機材の導入にあたって、購入ではなく、リースやレンタルする場合でも申請できますか。	配信用機材の導入については、購入費のみが対象となります。	
4. 補助対象期間	環境整備支援のシステム運用期間6ヶ月間が対象となりますが、導入期間を含めると8ヶ月間となります。その場合、申請期間（補助対象期間）は8ヶ月間としてよいですか。	導入期間と運用期間（最大6ヶ月間）を補助対象期間としていただければ結構です。	
4 応募方法及び応募書類の作成方法			
2. 応募書類	「様式」（Excelファイル）のうち、様式5「補助事業者（補助の対象となる者）の概要」の「設立年月」欄は、事業者の設立日を記入するのでしょうか。それとも、施設の設立日でしょうか。	事業者の設立日です。	
5 適正な執行の確保			
	A館とB社の実行委員会形式で配信等環境整備事業（環境整備支援）を行った場合、A館からB社への発注は、募集案内P21にある内部支出の禁止に該当しますか。	内部支出の禁止に該当し、補助対象外となります。	
6 その他留意事項等			
3. 事業実施時の注意事項 (5) 印刷物等への記載について	配信等環境整事業の採択通知をいただきました。配信プラットフォーム利用料・配信機材の購入で補助を受ける予定です。この場合、文化庁シンボルマークの掲載はいつからいつまで必要ですか。配信記事へのマーク掲載を考えていますが、内示の段階から掲載すべきでしょうか、それとも交付決定通知書が出てからでよいのでしょうか。また、いつまで掲載を続ける必要がありますか。	補助金を経費に充当した対象物が存在する限り、掲載してください。 お尋ねのケースの場合、交付決定日から当該経費での配信終了日まで、掲載いただくことになります。	